

ラテンアメリカ憲法史とポピュリズム

——「民の声は天の声 (*vox populi, vox dei*)」の復権のために——

川畑博昭

はじめに

近年、グローバル化の名で新自由主義的経済政策が展開され、社会経済格差が体感され始めて、ようやく「ポピュリスト」や「ポピュリズム」が語られるところと、近代政治社会史そのもののなかにポピュリズムが常駐してきたところでは、この概念が指し示す意味は当然異なる。かつてコロンビアの憲法学者は、ラテンアメリカにとってのグローバリゼーションを「すでにビルト・インされた現実 (*realidad instalada*)」と表現したが、イベリア諸国が「近代」に先駆けてもくろんだ世界展開の主要舞台に組み込まれたラテンアメリカ地域にとって、現下の「グローバル化」は何ら目新しいことではない。むしろ、この地域の国々の歴史とともに存在してきた現象であると言うべきであろう。一九世紀末から二〇世紀初頭にラテンアメリカ諸国が第一次産品輸出依存型の経済によって世界市場に組み込まれ、世界の資本主義体制の下で従属的地位を余儀なくされる国家として展開し始めて以来、ポピュリズムはこの地域に刻印された政治現象である。一九九〇年代以降、この地域でも徹底的な新自由主義路線の国家構造改革がおこなわれ、そこでの政治手法が「新自由主義的ネオ・ポピュリズム」(*neopopulismo neoliberal*) かどうか論じられた。二〇〇〇年代に入ると、ベネズエラ、エクアドル、ボリビアに典型的に見られるように、相次いで「左派」政権

や「反米」政権が誕生し、富の再配分や資源ナシヨナリズムによって、国家の役割を再評価する「ポスト新自由主義」の時代に入り、⁽⁴⁾ あらためてこの文脈でのポピュリズムが問い返されることとなった。ラテンアメリカはまるで、永遠にポピュリズムのくびきから解放されない地であるかのようである。比較研究においては欠かせない当該地域・国家の「固有の文脈」は、ラテンアメリカの場合、ポピュリズムについても言えることである。⁽⁵⁾

本稿は、ポピュリズムと呼ばれる現象を、ラテンアメリカの統治手法を特徴づける大統領中心主義との関係において位置づけつつ、この地域の「固有の文脈」から、グローバル化による歴史的産物としての国家間権力格差構造を前提とした「弱い国家」からの主権論あるいは民主主義論を考察しようとするものである。それは、この文脈にこだわること、民主主義をめぐっては地域内部に存在する相違以上に、むしろ国家間権力格差構造との関わりで共通した問題状況を明らかにすることができると考えるからである。⁽⁶⁾

独任制中心型の統治から民主主義を考察する本稿の立場は、「グローバル化」の歴史的性格を、国家間権力と国内社会における二重の格差の構造化と見る⁽⁷⁾。したがって、一国内の主権を規定する対外的要因を考慮の外において、憲法規範レヴェルでの「人民主権」規定の存在や、実際の政治における軍事政権から民政権への移管を「民主化」と捉えるのみでは、国民主権の実質化は展望し難い。⁽⁸⁾ 統治形態のレヴェルで見れば、ほとんどのラテンアメリカ諸国が国家元首であり行政権の長としての共和国大統領を置いていただけに、公選制を通じて独任制から生起するポピュリズムの可能性は、そも、そも憲法制度そのものにビルト・インされている。一過性の「例外状況」としてポピュリズムを捉える向きが強い日本をはじめ先進諸国とは、グローバル化の意味やポピュリズムの実体に関する歴史的文脈も異なる点には注意を要するのである。

一 ラテンアメリカにおけるポピュリズム論

1 二〇世紀におけるポピュリズムの諸相

一九二九年の世界恐慌を契機にラテンアメリカ諸国は、それまでの第一次産品輸出依存型経済からの転換を図り、国際市場価格に左右されない国家主導型の工業化を目指す輸入代替工業化へと移行していった。その前提を成したのが、二〇世紀初頭の自由主義の時代において、ラテンアメリカ地域の近代化・工業化に大きく弾みをつけたアメリカを代表とする外国資本への依存状況であった。ペルー歴史学の泰斗バサドレ（一九〇三年―一九八〇年）はこの時期を、「特権階級支配体制国家」(Estado Aristocrático) から「中流市民の時代」(era mesocrática) への変容として描いて見せたが、ラテンアメリカにおけるポピュリズムにとって一九三〇年代は決定的に重要である。

管見の限り、ラテンアメリカにおけるポピュリズムを単なる政治現象としてのみではなく、その歴史的・構造的側面から適切に考察したのは、エクアドル出身の社会学者デ・ラ・トーレ (Carlos de la Torre) の研究であろう。彼によれば、ラテンアメリカでは六つにまとめられる次のような現象が、ポピュリズムの概念によって説明されてきた。第一に、カリスマ性を備えたデマゴグとしての指導者によって、「遅れた大衆」(“masas” “atrasadas”) が操作される政治社会的動員の形態であり、第二は、上流・中流出身の指導者と、労働者または農民層から成る民衆的基盤に基づく多階級的な社会運動である。第三にポピュリズムは、この地域の従属的發展における歴史的一局面または近代化への移行期の一段階としても捉えられている。そして第四として、外国資本に有利で、かつ富の集中をもたらす、民衆の要求を抑圧する排外主義政策 (políticas excluyentes) とは反対に、民衆を取り込みつつ富の再分配を目指すナシヨナリズムに基づく国家政策 (políticas estatales redistributivas, nacionalistas e incluyentes) もポピュリズムの現象として捉えられてきた。第五に、個人ではなく集団に着目すると、強力な民衆的支持基盤を伴った中流あるいは上流階級出身の指導者による政党の一形態もポピュリズムとして描かれ、ナシヨナリズムを煽動するかのよ

うなレトリックと、イデオロギー上の立場が不明確なカリスマ性を有する指導者の存在を前提とする。それと関わって第六に、ポピュリズムは社会を二分する〈人民〉対〈寡頭支配〉の対立構図として理解され、第七に、同時にポピュリズムは、国外から規定される近代化のプロセスを統御しようとするラテンアメリカ諸国の試みであり、国家に対して、国民的アイデンティティの擁護と経済発展を通じた国民統合の推進者としての役割を要求するものでもある。⁽¹⁰⁾ ここからデ・ラ・トーレは、この地域に共通の特徴として、集団的アイデンティティ、儀式、神話、ポピュリズムの意味内容の曖昧さの形成としての民衆の経験の蓄積をとり出すことが可能になるとし、ポピュリズム概念の再定義と有効性を擁護する。⁽¹¹⁾

ここには、一九三〇年代から四〇年代にかけて輸入代替工業化路線によって、とりわけブラジル、アルゼンチン、メキシコ、エクアドル、ペルーで見られたポピュリズムの形態が描かれており、それぞれの国の固有の文脈が存在した点も見逃せない。⁽¹²⁾ もとより、ラテンアメリカにおけるポピュリズムが、外資依存型の従属型資本主義と輸入代替工業化を不可分の成立要件としていた以上、「ラテンアメリカの文脈」にはポピュリズムを発生させる国内的側面と同時に、対外的な国家間関係への視点が組み込まれていなければならない。「グローバル化」の歴史的本質を国家間権力格差の構造化と見るのであればなおのこと、資本主義ゆえに生じる対外的な規定性に抗うための集団的アイデンティティの形成と、それに基づく国家の役割を強調する第四と第七の視点が重要になってくる。

2 ラテンアメリカ型のポピュリズム論

二〇世紀初頭に見られるラテンアメリカのポピュリズムについて、先に引用したデ・ラ・トーレに従えば、この地域の政治学、社会学、経済学におけるポピュリズム論の特徴は、次の三つの時期区分に呼応する。⁽¹³⁾ 第一の時期は一九三〇年代から一九四〇年代の「古典的ポピュリズム」の時期であり、続く一九九〇年代からの「新自由主義」路線とともに現れる「ネオ・ポピュリズム」、そして最後に、二〇〇〇年以降の「ポスト新自由主義」路線に見られる「ラ

ディカル・ポピュリズム」である。

第一の「古典的ポピュリズム」は、いわゆる一次産品輸出依存型の「特権階級支配体制国家」の終焉と世界恐慌を契機とする輸入代替工業化政策の中から生じたことから、経済発展と民主主義をめぐる二つの理論的潮流に位置づけられる。一九五〇年代から六〇年代にかけて主流であった先進国の経済発展に範をとる近代化論は、ラテンアメリカの民主主義を経済発展の段階に応じて把握しようとしたが、この観点からすれば、現出したポピュリズムは近代化過程における「一過渡期」に過ぎなかった。これに対して従属論は、そもそもラテンアメリカ諸国が一次産品輸出依存型の経済体制によって世界経済に編入されている構造を問題とし、輸入代替工業化はそれゆえに生じたと見ることによって、近代化論における発展段階論を乗り越えようとした。その結果、ポピュリズムは「特権階級支配体制国家」の終焉と輸入代替工業化政策とともに生じる「諸階級連携の一段階」と位置づけられる。視点は異なるものの、ポピュリズムが歴史過程の「一段階 (stage)」と捉えられるという意味において、両者に共有される歴史主義が批判の対象とされる⁽¹⁴⁾。

第二は、一九九〇年代に主としてペルー、アルゼンチン、ブラジル、エクアドルに見られた「ネオ・ポピュリズム」を対象とする議論である。ラテンアメリカの中ではないずれも、徹底的に新自由主義型の社会経済政策を押し進めた国であり、そうした経済体制の転換に呼応した新憲法の制定や憲法改正がおこなわれた。この地域では「禁じ手」とされる大統領の連続二期の再選禁止規定までも「自由化」し⁽¹⁵⁾、長期政権化による新自由主義路線の徹底化が図られたのである。政治を経済の派生物と見る従来の理論的傾向とは異なり、「ネオ・ポピュリスト」たちが「古典的ポピュリズム」を支えた労働者と中間層ではなく、社会の上層と最下層の人々を支持基盤とした点が強調された。こうした見方は、ラク라우等に代表される「ラディカル・デモクラシー」の潮流にあると言えようが、ポピュリズムの再現を説明できない近代化論や従属論は、その歴史主義的性格とともに克服され、理論枠組みの支柱は、政党制を典型とする代表制の「危機」と救世主を「待望する大衆 (“masas disponibles”）」に置かれることになった⁽¹⁷⁾。

第三の時期は、一九九〇年代末から二〇〇〇年代にかけてベネズエラ、エクアドル、ボリビアで先鋭化する「ポスト新自由主義」の下での「ラディカル・ポピュリズム」である。これらは「反米Ⅱ反新自由主義」の性格を前面に押し出した点で注目されたが、新自由主義政策を一定程度修正する意味での「左派」政権は、ラテンアメリカで続出した。⁽¹⁸⁾

こうしてデ・ラ・トーレは、時代を貫通して現れるラテンアメリカのポピュリズムに対して、徹頭徹尾「ラテンアメリカの文脈」とポピュリズムの「両義性」にこだわりながら、近代化論や従属論とは異なるポピュリズムの民主化機能の側面を捉えようとした。その際、彼はポピュリズムを捉える二つの次元として、権力形態 (*régimen en el poder*) としてのポピュリズムと社会運動としてのそれを明確に区別した。いわば前者の「上からのポピュリズム」に対する、後者の「下からのポピュリズム」である。そして、ラテンアメリカの社会史に即して、この地域におけるポピュリズムの「常駐性」を認識の出発点にするが、議論の特徴は大きく次の二点にまとめることができる。第一に、ポピュリズムが常に〈人民〉対〈寡頭支配層〉の二極化をもたらす点である。ラテンアメリカにおいては、前者は「救世主」としての一人の指導者と結びつき、後者は常に「敵」と位置づけられてきた。ここに「人民」とは、新興エリートとこれまで公共空間から排除されてきた下層民衆 (*sectores populares*) との間の反寡頭支配への構想として理解される。そうであるがゆえに、第二に、彼が構想するのは「ポピュリスト・デモクラシー」(*democracia populista*) である。すなわち、これまでのラテンアメリカのポピュリズムの最も重要な成果を「公共空間の占拠としての民主主義」に見るのではなく、「人民が個人の総体ではなく、権力の象徴や制度へのアクセスを民主化し、反国民的エリートから権力を奪取する主権者として、自ら立ち現れた、(*autoconstituyó como el soberano*) 瞬間としてのデモ、集会、反乱への参加を体験した」⁽¹⁹⁾ ことに求める。要するに、みずからの要求を掲げ、集団 (*colectividad*) としての熱狂の瞬間に参加することによって、「民衆 (*población*) は人民となる」⁽²⁰⁾ 論理である。こうして議論の力点は、「民衆」から「人民」へと転換するこれらの人々の「同質性」と「多様性」の関係性へとシフトしていくこと

になる。

二 「主権者」への「転換」の契機としてのポピュリズム

1 国家間権力の格差構造が生み出す「多様性のなかの同質的デモス」

『ポピュリズムを考える』の著者によれば、ポピュリズムとは「まさにこの（普通の）——引用者『人々』がいかに構成されるか、をめぐる政治闘争のこと」である。本稿の問題関心に引きつけて言えば、一九三〇年代からの「古典的ポピュリズム」においては労働者や中間層がこの「人々」を構成していたし、一九九〇年代の「ネオ・ポピュリズム」では底辺層や一部の上層エリートに「人々」の構成要素としての照準が定められていた。前者の背景には、輸入代替によって工業化を図るための国家主導型社会経済体制が存在したし、後者には新自由主義路線を徹底的に推し進めるための国家の介入が必要とされた。外的要因に規定されながら、「人々」の構成要素は「選択」されてきた。

ところで、どれほど世界がグローバル化し、金融だけでなく人の移動を典型とする社会的流動性までもたらされたとしても、各人が所属するのは、今日でもなお「主権国家」を基礎とする単位であるが、それらの国家間にア・プリオリに対等な関係を前提とすることはできない。その意味において、ここでも、民主化機能から権威主義的性格までの可能性を内包するポピュリズムの両義性は、かなりの程度において、それを捉える者の立場によって規定されるとするデ・ラ・トーレの指摘が注目を引く。⁽²²⁾概して、すでに強固な民主的制度を有する国からの視点では、しばしばポピュリズムに民主的救済 (redención democrática) の契機や、先進資本主義国における新自由主義やリベラル・デモクラシーに対する代替案の可能性が見出される。これに対して、ポピュリズムの権威主義的性格を抑制しうる強力な制度が欠如しているところでは、多くの論者がポピュリズムを危険性としてのみ見なし、それを抑制すべきとの一心で、結果的には現実に生じた民主主義の特徴を理想化するだけに終わる。ここでは、それぞれの指導者を輩出し

た民主主義の排他的性格と権威主義的要素は忘れられ、民主化にとってのポピュリズムの両義性についての無自覚さは、「現にある民主主義」と「あるべき民主主義の規範」との混同をもたらすことになる²³⁾。

こうしてデ・ラ・トーレは、「あるべき民主主義の規範」をポピュリズムの両義性のバランスのなかから救い出すべく、ポピュリストの言説に現れる〈人民〉対〈寡頭支配層〉の構図における「一つの同質的デモス」(un demos homogéneo) についての問題性を提起する。彼の両義的ポピュリズム論が指し示すとおり、そこでの「人民」は、利害の多元性や多様性を受け入れられないシュミット流の「同質的デモス」による喝采民主主義と、相違や多様性の保障を重視するリベラル・デモクラシーとの「緊張関係」の中に位置づけられる²⁴⁾。彼は、ラテンアメリカにおけるポピュリズム運動の実態をもとに、「人民」における「同質性」と「多様性」を「緊張関係」として定式化し、人民が単にポピュリストたちによる「言説上の産物 (construcción discursiva)」ではなく、同時に社会運動の組織から立ち現れるものである以上(強調は筆者)、そこで繰り返される「人民意思」の確認(プレビシット)が完全に単一方向に向くと仮定することはできないと説明する。「緊張関係」とは、一方が他方を凌駕しない強度を前提として成り立つ論理であるが、この関係性の対立項としての「同質性」と「多様性」に「ラテンアメリカの文脈」が存在している。

ポピュリズムが権威主義的性格と同時にもちうる民主化機能の可能性を探るにあたり、デ・ラ・トーレは、ベネズエラのポピュリズム運動を多文化的 (multicultural)、ポリビアのそれを先住民的 (indígena)、エクアドルについては混血的 (mestizo) と特徴づける。程度の差を伴いながらも、ラテンアメリカでは常に、人種・民族的特徴と結びついた「先住民」や「混血」といった「多様な非白人」層は、「虐げられる存在」であり続けてきたからこそ、生存を賭した運動によって自らの存在の承認を求めてきた。その意味で、これらの運動を支えてきたのが「存在の同質性」であった。人種・民族的な相違が社会経済的階層に反映する多くのラテンアメリカ諸国の「人民」には、この意味での利害が通底する。そうであればこそ、ポピュリストたちは「白人」層による「寡頭支配」を「敵」として措定

することができたし、これまでのラテンアメリカのポピュリズム論においても、その支持者たる「非白人」層から成る「人民」の非合理性や統治の不可能性への批判的指摘が繰り返されるという「ラテンアメリカの文脈」が存在してきた。ラテンアメリカの近代史そのものが、この地域特有の「寡頭支配」体制の特徴である国外と国内の資本的結合を示すが、「主権主体」としての「人民」の創出がなおも課題であり続ける国家においてこそ、「多様性から成る同質性」の論理の意義が失なわれてはならないだろう。

2 「インフォーマル」から「フォーマル」への「転換の契機」としてのポピュリズム

寡頭支配層が跋扈するフォーマルな公共空間は、その構成員の間における「排除」と「忘却」を本質とする。それでもなお、「インフォーマル」な人々が自力で、その空間に参入できる現実的可能性があれば、彼らの政治参加を阻む構造的要因も規範的民主主義論も問題とする必要はない。しかしながら、そうではない社会における民主主義をポピュリズムとの関連で考えるとすれば、あらためてデ・ラ・トーレがポピュリズムを捉える際に区別した二つの次元——「上からのポピュリズム」と「下からのポピュリズム」が想起されるべきだろう。

この区別から捉えられる従来のポピュリズム論の「危険性」や「民衆の非合理性」には、いわば上下のポピュリズムが呼応する〈場〉が想定されている。ポピュリストの〈人民〉対〈寡頭支配層〉の二元論的言説によってつくり出される「人民」は、その「非合理性」ゆえに扇動的指導者やその恣意的統治に無条件の喝采を送り、制度的民主主義を危機に貶めるといふものである。そのいずれの要素も否定し、「下からのポピュリズム」としての多元的な社会運動のなかに「民衆」が「主権者」へと転換する契機を見出すのがデ・ラ・トーレの議論であった。この「主権者化」の磁場は、彼の言う「上からのポピュリズム」によって「民衆」が自らの「存在」を承認されることによって生まれ、ラテンアメリカにおいて、国家の指導者が「排除」と「忘却」の対象であった下層民衆へ接近し、彼らと対面対話する形態がとられるようになるのは、一九九〇年代の「ネオ・ポピュリズム」化においてである。それは、社会

格差を拡大させる新自由主義の本質から導かれた大いに予想される結果であり、格差における、上層はそのような政策路線を採用する統治者を当然支持するし、統治者は格差の拡大によって、最大の犠牲者となる最下層民に対して、支持基盤を維持強化するために最大の注意を払わなければならない。ここには、それまでの公共社会において承認されてこなかった人々が、最大の犠牲を強いられるはずの新自由主義政策によって、はじめてその存在を認知されるというパラドックスが存在する。例えば、一九九〇年代のペルーにおいて、かつてないほど地方の奥地に至るまでインフラが整備され、学校や病院などの生存や自立に関わる施設が整えられたのは、共和国大統領が自らの足で各地を訪問し、住民のニーズを聞き、「ポピュリスト化」したからであった。こうして、公共社会においてそれまで「排除」され「忘却」されていた人々の存在が明らかになることによって、実際にペルーやチリでは、生存のための多くの自助共同体組織が生まれてきた²⁶⁾。それは、グローバル化によって格差が「生じた」からではなく、「すでにビルト・インされていた」格差が顕在化し拡大したからである。そこにこそ、先進国と途上国とを決定的に分かつ構造的特徴がある。この構造を前提とする限り、最下層民と統治者の関係は本質的に変わらない。「ポスト新自由主義」の二〇〇〇年代のポピュリストたちが、「反ネオリベラリズム」のイデオロギーをラディカルに掲げるといふ違いはあるが、それでもなお、統治者が共同体に組織されている最下層民を支持基盤にする形態の本質は変わらない。それは、こうした「排除」や「忘却」の存在と直接対峙するという意味でのポピュリズムを選択したからではなく、それ以外の選択を可能としない社会の構造格差ゆえである。「主権者」として自ら立ち現れる前提には、何よりもまず、彼らの存在が公共空間に現れるための「承認の契機」がなければならないのである。

三 大統領中心主義におけるポピュリズム

1 国家間権力格差構造の下での「共和国大統領」の存在意義

ラテンアメリカ諸国にとつてのグローバル化が歴史的には「すでにビルト・インされた現実」としての意味をもち続ける以上、人々の生存を賭したポピュリズムを求める社会運動が止むことはない。しかしそうした現実を変革する展望は、日常的に表出される要求を寡占的に支配してきた「公共空間」へと転換する規範的筋道が構想されて初めて可能となるし、参加型民主主義による国民主権の実質も備わっていく。その際、国家間権力格差構造の下に置かれた「弱い国家」からの主権論の存在意義は、事柄の性質上、〈下からのポピュリズム〉と〈上からのポピュリズム〉が交差する「場」における、対外的側面と国内的次元の二つの面から同時に捉えられてこそ、対抗的性格を得ることができる。

この点に関して注目されてよいのは、二〇世紀初頭以来、ペルーの憲法において維持されている共和国大統領の二つの性格規定——「国家元首」かつ「国民の体现者 (personificar)」と、公選制によつて共和国の一市民が任期と権限を伴つて務める「行政権の長」——である。確かに、ペルーの実効的機関は歴史的に常に共和国大統領——ペルーの憲法学で言うところの「大統領中心主義」(presidencialismo)——であり続けてきただけに、〈国家Ⅱ国民〉の名の下に「行政権の長」にとどまらない肥大化に拍車をかけるおそれがあるとして、この「大統領中心主義」は常に、立憲的統制の見地から批判的かつ懐疑的対象とされてきた。⁽²⁸⁾

他方で、公選制によつて得られる共和国大統領の民主的正統性は、権力の淵源を人民とする主権原理によるものであるが、この主権行使の意義を選挙の際のみに封じてしまわないために、日々繰り返される人々の生存と自立の要求による不断の民主的統制の契機が形成されなければならない。重要なことは、大統領が絶えず最下層民へアクセスし、生存と自立に関わる要求を擲き上げるといふ意味での「ポピュリスト的回路」が確保されることである。こうし

た役割を担う上で重要な大統領の性格は、「元首」や「国民の体现者」といった「特別な地位」ではなく、あくまでも「市民」によって担われる「行政権の長」としての資格である。共和制の本質が「市民による統治」にあるとすれば、「行政権の長」であると同時に、「国家元首」かつ「国民の体现者」である点は重要である。民主的正統性を得た行政権の長が、「排除」や「忘却」の対象となってきた「インフォーマル」な最下層民の要求を充足するためにポピュリスト型の統治を展開することで、彼らを「公共空間Ⅱ共和制」の場で「主権者」へと転換できる。同時にそれは、大統領が「共和国市民」の民主的統制下に置かれることを意味し、「転換」の機能ゆえに「統制」に置かれると見るこの論理から、国家間権力の格差構造の下での「強い国家」あるいは「グローバルゼーション」に對しうるような「弱い国家」の対抗力を構想することができる。ポピュリズムを「同質性」と「多様性」の「緊張関係」のなかで捉えたデ・ラ・トーレの定式化に即して言えば、ポピュリズムの概念を梃子とした大統領中心主義の展望もまた、立憲的統制の見地からの懸念と民主的統制の可能性の「緊張関係」のなかに存在すると言わなければならない。

2 「多様性」のための「協調型公共空間」

国家間および国内の格差が消滅しない限り、「弱い国家」からの「共和国」大統領の役割がもつ対外的かつ対内的な意義が失せることはない。歴史的に「インフォーマル」であることを強いられてきた社会的底辺層の人々が、生存と自立のための要求を掲げて展開する社会運動に對し、それを国家が「フォーマル化」することによって「公共空間Ⅱ共和制」へと編入されていくプロセスに終わりはないからである。このプロセスによって形成される公共空間を、筆者はかつて「協調型公共空間」と名づけたが、「協調型」とは社会運動と国家（共和国大統領）の間だけのことでない。

ペルー、ボリビア、エクアドルのように、多様な人種や民族を社会構成体の内に抱えるラテンアメリカの人々を規範に従う個人と見なしたところで、そこでの実態は「分離」と「差別」であった。この「分離」と「差別」は当該社

会構成体における「生存」や「自立」の要求と直結するだけに、常に国家に求められてきたのは、「多様性の中で国民的統一の精神を総合し発展させること」であった。³⁰〈国民Ⅱ国家〉の憲法規定には共和国大統領の統合機能が予定されている。伝統的な大統領中心主義は、本来は「一つの公益」として集約された共和制的価値を体現しなければならぬが、実際には社会の「多様性」の実体を直接に反映し、外国資本との結合によって、しばしば「特殊利益」の代表者となってきた。その意味で、共和国大統領の制度によって、多様性の中からの公共空間の創出を展望する統治の規範論は、ペルーの実態に即したものである。歴史的に独任制の統治形態にこそ民意の発露の場が求められてきたペルーをはじめラテンアメリカにおいて、今日、警戒的に捉えられるポピュリズムは「常駐」する。存在の「多様性」によって、自ずと、「公共空間」が形成されると展望できる現実には、ラテンアメリカには存在しない。そしてまた、「多様性」のみを強調する民主主義論は、その空間に編入されることのない存在を放任し続けることを、いわば法認することにもなるのである。

おわりに

ラテンアメリカの「固有の文脈」から大統領中心主義とポピュリズムを考えようとする場合、繰り返し言及してきた「国家間権力の格差構造」がこの地域の政治経済史の決定的要素として重視されなければならない。二〇〇九年六月、ペルーのアマゾン地方バグアで起きた先住民と政府との衝突事件は、このことの傍証であったと言える。一見、「外国資本」をめぐるペルーの「国内問題」に見えたこの事件では、「持てる国家の非政府組織(NGO)」が「持たざる国家の先住民」の利益を代弁する皮相な構図があらわになった。国家間の格差構造の視点には、「国家の行為」が前提とされる。そうであるだけに、生存と自立に根ざした人々の実存への視点を欠いた、安易な超国家的な個人間の連帯にも、懐疑の眼は向けられなければならない。

この世に国家間の権力格差構造が存在し、「強い国家」と「弱い国家」が共存する限り、「民主主義の民主化」(Democratização da democracia)の課題が終わることはない。こうした歴史的文脈が存在するところでの大統領中心主義とポピュリズムは、その歴史的意義も民主化の潜在力も異なって然るべきである。ポピュリズムがそれだけで (*per se*) 悪しきものとはならない。それは、「民の声」が「天の声」としての規範的実質を備えるまで、出番を与えられる可能性のある統治の人智でもある。

注

- (1) この点に関しては、ポピュリズムを「先進国に共通する現象」として論じる、吉田徹『ポピュリズムを考える』(NHK出版、二〇一一年)を参照。また、近年の地方自治体における「首長ポピュリズム」現象については、榎原秀訓編著『自治体ポピュリズムを問う』(自治体研究社、二〇一二年)所収の諸論文で詳しく論じられている。
- (2) Alberto Spota, “Globalización y gobernabilidad en el estado de Derecho ¿hay posibilidad de controlar los efectos de la globalización?, en Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Católica del Perú, *DERECHO PUC*, Número 55 (2002), p. 22.
- (3) 参照、恒川恵一『比較政治—中南米』(放送大学教材、二〇〇八年)、特に四三—五四頁。
- (4) こうしたラテンアメリカ諸国の各国別と全体の状況を俯瞰できるものとして、参照、遅野井茂雄・宇佐美耕一編『二一世紀ラテンアメリカの左派政権・虚像と実像』(アジア経済研究所、二〇〇八年)、遅野井茂雄・村上勇介編著『現代アンデス諸国の政治変動』(明石書店、二〇〇九年)。
- (5) 吉田徹「いかに共同性を創造するか 新たな政治論理の生成過程としてのポピュリズム」『世界』二〇一二年七月号、一一三頁。
- (6) この点に関わり、ペルーの憲法裁判所の判例の中からペルー国家の一般原理と国家権力形態を描出した憲法学者のルビオは次のように指摘する——「ペルーの国家論は外国の書物から採られてきた。ペルー人の学者の中には一九世紀および二〇世紀にこのテーマに関する仕事をした者もいたが、国内の学界において支配的理論となることも、そのほとんどが当時生き残るこ

ともなく、結局、今日のペルーの憲法学者は参考文献の中でも脚注でも、それらの仕事を参照することはない。それはまるで、あたかもペルー国家が外からしか考察できないかのようである」(Marcial Rubio Correa, *El Estado Peruano según la Jurisprudencia del Tribunal Constitucional*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 2006, p. 11)。

(7) グローバル化をめぐる筆者の認識に関しては、川畑博昭『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義——ペルーにおける限界と可能性』(日本評論社、二〇一三年)一六九—一七三頁を参照されたい。併せて、本秀紀『政治的公共圏の憲法理論』(日本評論社、二〇一二年)第二章『グローバル格差社会』における民主主義(四七—七二頁は、いわゆる途上国をも射程に入れてグローバル化の本質を見る稀少な仕事であり、ラテンアメリカにとってのグローバル化を歴史的に捉えようとする本稿にとても示唆に富む)。

(8) この点については、川畑博昭『ラテンアメリカ——大統領中心主義の「合理化」から「民主化」へ』辻村みよ子・長谷部恭雄編著『憲法理論の再創造』(日本評論社、二〇一一年)二九九—三二〇頁を参照されたい。

なお、筆者のこうした認識にもとづき、比較憲法の視点から日系概念から天皇制を考察したものとして、参照、川畑博昭『「国境」における天皇制——ペルー「日系」概念からの皇室の「国際親善」』上川通夫・愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科編『国境の歴史文化』(清文堂、二〇一二年)三一—四一頁(後に「比較憲法学からみた『天皇制国民主権』の課題——血による結合』から『地による結合』へ」と改題し、川畑・前掲書に終章・補節として所収)。

(9) Jorge Basadre, *Historia de la República del Perú 1822-1933*, Tomo VII-IX, 7ª edición corregida y aumentada, Editorial Universitaria, Lima, 1983.

(10) Carlos de la Torre, "Los Significados ambiguos de los populismos latinoamericanos, en Alvaros Junco, José Alvarez y Gonzáles Leandri, Ricardo (comps.), *El populismo en España y América*, Catriel, Madrid, 1994, pp. 39-40.

(11) Carlos de la Torre, *op. cit.* (1994), p. 40.

(12) こうした観点から、アルゼンチンのポピュリズムの特殊性にこだわって分析した、松下洋『ペロニズム・権威主義と従属』(有信堂、一九八七年)は、ラテンアメリカのポピュリズム論にとって必読の文献である。併せて、同『ペロンとペロニズム再論』歴史学研究六九〇号(一九九六年)一三〇—一三九頁も参照。

- (13) Carlos de la Torre, *op. cit.* (1994), pp. 39-40; Carlos de la Torre, “Redentores populistas en el Neoliberalismo: nuevos y viejos populismos latinoamericanos”, en Asociación Española de Ciencia Política y de la Administración (AECPA), *Revista Española de Ciencia Política*, Núm. 4, Madrid, (abril 2001), pp. 171-196; Carlos de la Torre, “The Resurgence of Radical Populism in Latin America”, in *Constellations*, Volume 14, Number 3 (2007), pp. 384-397; Carlos de la Torre, “Populismo Radical y Democracia en los Andes”, en Instituto de Ciencia Política - Pontificia Universidad Católica de Chile, *Journal of Democracy en Español*, Volumen 1, Santiago, (julio de 2009), pp. 24-37.
- (14) Carlos de la Torre, *op. cit.* (julio de 2009), p. 32.
- (15) この点からペルーの「立憲主義」を論じたものとして、川畑博昭「ペルー共和制史にとっての『立憲主義』の相違——『統治』と『経済』からの抗い」京都民科歴史部会編『新しい歴史学のために』（二〇一四年）二八五号、五二一-六六頁を参照されたい。
- (16) See, for example, Ernesto Laclau, *On Populist Reason*, Verso, London - New York, 2005.
- (17) Carlos de la Torre, *op. cit.* (abril 2001), pp. 175-179.
- (18) なお、ヘネズエラ、ボリビア、エクアドルに関しては、さしあたり次を参照。坂口安紀「ヘネズエラのチャベス政権——誕生の背景と『ボリバル革命』の実態」、暹野井茂雄「ボリビア・モラレス政権の『民主的革命』——先住民、社会運動、民族主義」、上谷直克『分割政府』から『委任型民主主義』に向かうエクアドル・コレア政権」、暹野井茂雄・宇佐美耕一編『二一世紀ラテンアメリカの左派政権：虚像と実像』（アジア経済研究所、二〇〇八年）所収。
- (19) Carlos de la Torre, *op. cit.* (julio de 2009), p. 30.
- (20) とりわけこの点において、デ・ラ・トーレスはカノヴァンの議論を踏襲してらる。Margaret Canovan, *The People, Polity Press*, Cambridge, 2005, p. 122 et seq.
- (21) 吉田徹「いかに共同性を創造するか」『世界』二〇一二年七月号、一三三頁。
- (22) 以下の指摘は、Carlos de la Torre, *op. cit.* (julio de 2009), pp. 35-36.
- (23) Carlos de la Torre, *op. cit.* (julio de 2009), p. 36.
- (24) Carlos de la Torre, *op. cit.* (abril 2001), pp. 171-196.

- (25) 彼はその具体的形態を、「ラディカル・ポピュリズム」の国々を例の小規模共同体における互酬性、討議、権力行使の責任と義務、役職の輪番制などを特徴とした「コミュニケーション型民主主義」(democracia comunal/comunitaria) に見出し、ここで代表は、リベラル・デモクラシーとは異なり、「共同体 (colectividad) が討議したことを厳粛に表明し遂行する」ものとなる。Carlos de la Torre, *op. cit* (Julio de 2009), p. 32.
- (26) この点については、川畑・前掲書、一八〇—一八四頁を参照されたい。
- (27) これを最初に導入したのは一九三三年憲法であったが、この憲法制定の背景およびこの規定に関する制憲者の意図については、川畑・前掲書、七九—一二頁を参照されたい。
- ところで、この条文の文言の同一性からしても、この憲法の制定形態(法律家集団による草案起草委員会の草案を基礎とした憲法制定議会の作業)の類似性からしても、ペルー一九三三年憲法の制定にあたっては、同時代の一九三一年スペイン第二共和制憲法が直接のモデルとされていた形跡が見られるが、さらにさかのほれば、同スペイン憲法におけるワイマール憲法の影響力も看取される。詳しくは、参照、池田実「スペイン第二共和制憲法(一九三一年)における議院内閣制の大統領の地位」『日本法学』七三巻二号(二〇〇七年)二〇五—二三三頁。
- (28) そうであるだけに、ペルーの憲法学において、この規定の意義を積極的に解する見解はない。
- (29) Enrique Bernalles Ballesteros, *La Constitución de 1993 Análisis Comparado*, ICS, Lima, 1996, p. 460が、「国民の体現者」としての大統領の性格は絶対君主制の理論によってのみ説明可能であるとして(「朕は国家なり」)、共和制原理から導かれる大統領の「市民」としての側面を強調する。
- (30) Marcial Rubio Correa, *op. cit* (2006), p. 90.
- (31) これについては、川畑・前掲論文(二〇一四年)「六一—六三頁を参照。事件そのものについては、Centro de Estudios y Promoción del Desarrollo – DESCO, *Quehacer*, N°174, Lima, 2009, pp. 56-75に組まれた特集記事が詳しく取り上げらる。
- (32) これは、二〇〇三年にブラジルで開催された第三回世界社会フォーラムでのテーマである。Véase, Associação Brasileira de Organizações Não Governamentais – Abong, *Governo e sociedade civil: um debate sobre espaços públicos democráticos*, Apoio ALOP – Editora Petrópolis, São Paulo, 2003.

El populismo para el constitucionalismo latinoamericano: en busca de reencontrar el principio de “*vox populi, vox dei*”

KAWABATA Hiroaki

El presente artículo tiene por objeto apuntar la función del presidencialismo, no tan conocida comúnmente, de convertir la voluntad del pueblo en *vox dei* a través del análisis del “populismo”, fenómeno frecuentemente surgido a lo largo de la histórica política latinoamericana y nefastamente apreciado para el constitucionalismo de esta región. Esta evaluación tiene su lógica si vemos el carácter unipersonal del Presidente de la República. La misma se acentúa aún más con la introducción del voto popular para su elección a la mitad del siglo XIX.

Además, son coyunturas históricas – políticas de América Latina lo que invoca estas reflexiones sobre el populismo, donde en estas últimas décadas se impusieron las políticas socio económicas de rasgos neoliberales devastando numerosos sistemas creados por las directrices del Estado social y dejando sus sociedades extremadamente polarizadas. Así, pues, se manifiesta de manera cada vez más aguda la desigualdad de las sociedades latinoamericanas. Estas son las razones por las cuales desde el comienzo del milenio se ha hablado del “post – neoliberalismo” cuya expresión política se presenta como el “neopopulismo”. El nacimiento de aquellos “gobiernos de izquierda” en Venezuela, Ecuador y Bolivia deberá ser tratado en este paradigma.

A tales efectos, este trabajo se remite al valioso estudio de Carlos de la Torre, sociólogo ecuatoriano que entiende el populismo en sus tres fases más relevantes: la primera caracterizada por el “populismo clásico” de las décadas de los 1930 y 1940, la segunda del “neopopulismo” de los 1990s y por último el “populismo radical” observado en el período “post – neoliberalismo” que se inicia en la década del 2000.

Todo ello nos ofrece una visión panorámica del populismo en América Latina en base a la cual de la Torre ha extraído la esencia del populismo en una relación de confrontación entre el pueblo y la oligarquía. De ahí que podamos ver la función del populismo de incorporar y transformar lo informal en lo formal, lo que refuerza el principio de la soberanía del pueblo como el origen legítimo del poder público. En este sentido, el presidencialismo latinoamericano, si bien ha sido el objeto de frecuentes críticas por sus cortes autoritarias o dictatoriales, entraña un papel innato de formar y representar la voluntad del pueblo que abarca a los más pobres y a los no blancos ante la globalización o la mundialización estructurada por la desigualdad entre los Estados. Si esta tendencia contemporánea ya es una “realidad instalada” para esta región, el rol que podría jugar el presidencialismo por ser unipersonal, por ende dinámico, merece una nueva especial atención en nuestros días.